

### 歯科健康テレホン相談「よい歯デー」

- ◆相談日時 4月18日(木) 午前10時～午後4時
- ◆回答 3日以内に歯科医師が相談者に直接回答します。
- ◆相談・問い合わせ先 宮城県保険医協会 ☎265-1667

### 普通救命講習会受講者募集

- ◆日時 4月24日(水) 午後6時30分～9時30分
- ◆場所 黒川消防署
- ◆講習内容 AEDを用いた普通救命講習
- ◆募集人数 10名以内(先着順)
- ◆申込期限 4月17日(水) 午後5時(平日のみの受付となります)
- ◆申込先 黒川消防本部警防課 救急係 ☎345-6888

### 返しきれない借金で悩んでいませんか

東北財務局では、クレジットやローンなどの借金返済に関する相談に応じています。専門相談員が相談者のお悩みを丁寧にお聞きし、問題の解決に向けアドバイス等を行うとともに、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。まずは、電話でお気軽にご相談ください。

- ◆対象 借金返済でお悩みの個人の方(自営業者の方を含む)
- ◆受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～5時
- ◆問い合わせ先 東北財務局金融監督第三課 多重債務相談窓口 ☎266-5703 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟5階



### 検察審査会とは

検察審査会制度は、刑事手続きの中に国民の意見を反映させ、よりよい刑事司法を実現するために設けられたもので、検察官が事件を裁判にかけなかったことへのよしあしを、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が審査する制度です。

事件を起こした人が「不起訴処分」になったことに納得がいかない場合は、犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人がその処分について、検察審査会に審査を求めることができます。審査の申し立てに費用はかかりません。

検察審査員は、毎年、市区町村選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている方の中からくじで選ばれる「検察審査員候補者」の中から選ばれます。検察審査員候補者や検察審査員に選ばれた方には、検察審査会事務局から通知が届きます。

詳しくは、検察審査会ホームページ (<http://www.courts.go.jp/kensin/>) をご覧いただくか、問い合わせください。

- ◆問い合わせ先 仙台検察審査会事務局 ☎222-4750

### 東京2020オリンピック競技大会 都市ボランティア募集

2020年7月、東京2020オリンピック競技大会のサッカー競技が宮城スタジアムで開催されます。県では、サッカー競技観戦のため国内外から訪れる方々に大会案内や観光案内などを行っていただく「都市ボランティア」を募集します。オリンピック競技大会に関わる多くの人たちと、一丸となって大会を盛り上げていきたい方の応募をお待ちしています。

- ◆募集期間 4月8日(月)～5月31日(金)
- ◆募集人数 1,300人程度
- ◆職種区分 案内・誘導、インフォメーション、本部支援、通訳ボランティア等
- ◆活動場所 仙台空港、仙台駅、競技会場最寄り駅、ボランティア本部等
- ◆活動期間 (予定) 2020年7月18日(土)～8月4日(火)

※応募条件や応募方法などの詳細は、問い合わせいただくか宮城県都市ボランティア募集特設サイトをご覧ください。

- ◆問い合わせ先 宮城県震災復興・企画部オリンピック・パラリンピック大会推進課 ☎765-0080 (月～金曜日 午前9時～午後5時)



## 仙台北税務署からのお知らせ

### 平成30年分確定申告に係る振替納付日等のお知らせ

- 振替納付日 所得税及び復興特別所得税 4月22日(月)  
消費税及び地方消費税 4月24日(水)  
※振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。
- 口座振替ができなかった場合 残高不足等により口座振替ができなかった場合、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかり、金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

### 確定申告が間違っていたとき

- 確定申告書提出後の訂正方法は次のとおりです。
- 税額を多く申告していたとき 更正の請求書に必要事項を記載し、法定申告期限から5年以内(平成26年分以降)に、所轄税務署長に提出してください。
- 税額を少なく申告していたとき 「修正申告」をして正しい税額に修正するとともに、新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに、延滞税と併せて納めてください。なお、修正申告をする場合には、加算税が賦課される場合があります。
- 確定申告を忘れていたとき できるだけ早く申告してください。申告が遅れた場合には、加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。詳しくは、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) をご覧ください。

### 消費税の軽減税率制度に関する事業者向け説明会開催

村と仙台北税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。なお、会場の都合上、席に限りがありますことを予めご了承ください。

- ◆日時 5月14日(火) 午後2時～3時30分
- ◆会場 まほろばホール 大会議室(大和町吉岡南2-4-14)
- ◆定員 100名

### 未成年者の飲酒防止の推進 4月は「未成年者飲酒防止強調月間」

未成年者(20歳未満の方)の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

国税庁では、酒類業者に対して、未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、各業界団体に対し、未成年と思われる方に対する年齢確認の徹底などを要請しています。

- ◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121